

次の項目で当てはまるものについて、各受付窓口で手続きをお願いします。

対象者の状況によっては、「必要なもの」で示すもの以外のものを求めることがあります。

担当課に「支所」の記載がある手続きは、両支所でも行うことができます。

婚姻

R6.2 作成

該当	完了	当てはまる方はいますか？	手続き	必要なもの	担当課			
住民登録等		住所を変える方	<input type="checkbox"/> 転居届、転入届、転出届	【共通】 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（マイナンバーカード等） 【転入】 <input type="checkbox"/> 転出証明書 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード（マイナンバーカードによる転出をされた方） 【転出】 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証（登録者のみ）	市民生活課 (本庁1階)	住民係 ③窓口 ☎ 63-4038	支所	
			【世帯主の住所変更に伴って世帯主を変更する場合】 <input type="checkbox"/> 世帯主変更届	<input type="checkbox"/> 本人確認書類（マイナンバーカード等）				
		夫婦が同じ住所で別世帯になっている方	<input type="checkbox"/> 世帯合併届	<input type="checkbox"/> 本人確認書類（マイナンバーカード等）				
		結婚前の氏の印鑑を登録しており、結婚に伴って氏（姓）が変わる方	※ 市で登録廃止しますので、必要な方は改めて登録をしてください。	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証				
		パスポートをお持ちの方	<input type="checkbox"/> 訂正新規申請 <input type="checkbox"/> 記載事項変更申請	<input type="checkbox"/> 有効期間中のパスポート <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等				—
		マイナンバーカードをお持ちの方	<input type="checkbox"/> 券面記載事項変更	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード				
		住民基本台帳カードをお持ちの方	<input type="checkbox"/> 券面記載事項変更	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード				
		子どもの戸籍について相談したい方	<input type="checkbox"/> 養子縁組届、入籍届など	※ 詳しくは担当課へお問い合わせください。			住民係 ④窓口 ☎ 63-4038	支所
	外国籍の方	<input type="checkbox"/> 通称名（記載・変更・削除）申出 ※ 在留資格の変更は、出入国在留管理局で手続きしてください。	<input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（後日、提出される方）					
税金		市税等の口座振替を変更する方	<input type="checkbox"/> 口座変更	<input type="checkbox"/> 預貯金通帳 <input type="checkbox"/> 金融機関への届出印 ※ 市内の振替金融機関での手続きも可能です。 ※ 詳しくは担当課へお問い合わせください。	税務課 (本庁1階)	収納管理係 ⑩窓口 ☎ 63-4028	支所	
国民健康保険等・国民年金		国民健康保険・国民年金の被保険者または年金を受給している方	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証の記載事項変更 <input type="checkbox"/> 年金証書の氏名変更	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 年金証書 <input type="checkbox"/> 引換券 ※ 記載事項変更の手続き後、日本年金機構より「引換券」が送付されますので、「年金証書」と併せて窓口にお持ちください。	市民生活課 (本庁1階)	保険年金係 ⑤、⑥窓口 ☎ 63-4041	支所	
		新たに国民健康保険に加入する方	<input type="checkbox"/> 国民健康保険の加入 【20歳以上60歳未満の方】 <input type="checkbox"/> 国民年金の加入	<input type="checkbox"/> 本人確認書類（マイナンバーカード等） <input type="checkbox"/> 健康保険資格喪失連絡票 <input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書				
		国民健康保険から配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方	<input type="checkbox"/> 国民健康保険の脱退	<input type="checkbox"/> 配偶者の勤務先から交付された被保険者証 <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証			保険年金係 ⑥窓口 ☎ 63-4041	
		後期高齢者医療保険に加入している方	<input type="checkbox"/> 被保険者証の記載事項変更	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証				
		農業者年金に加入中または受給中で氏（姓）が変わる方	<input type="checkbox"/> 農業者年金氏名変更届	※ 詳しくは担当課へお問い合わせください。	農業委員会 (本庁4階)	事務局 ②窓口 ☎ 63-4102		—
	介護保険		介護保険の被保険者	※ 後日、変更後の被保険者証を郵送します。		いきいき長寿課 (本庁1階)	介護保険係 ⑩窓口 ☎ 63-4049	支所
		介護保険の負担限度額の認定を受けている方	<input type="checkbox"/> 本人および配偶者の資産状況の申告	<input type="checkbox"/> 預貯金通帳（本人および配偶者） <input type="checkbox"/> 有価証券等の所有状況が分かるもの				
障がい福祉		障害者手帳を持っている方	<input type="checkbox"/> 各種手帳の住所・氏名変更	<input type="checkbox"/> 各種手帳	福祉課 (本庁1階)	障害福祉係 ⑫窓口 ☎ 63-4045	支所	
		重度心身障害者医療費助成金を受給している方	<input type="checkbox"/> 資格内容変更届	※ 詳しくは担当課へお問い合わせください。				
		自立支援（更生・育成・精神通院）医療を受けている方	<input type="checkbox"/> 受給者証等記載事項変更届など	<input type="checkbox"/> 受給者証（更生・育成・精神通院） <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受領証（人工透析の方）				
		特別児童扶養手当を受給している方	<input type="checkbox"/> 各種届出					
		特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給している方	<input type="checkbox"/> 各種届出	※ 詳しくは担当課へお問い合わせください。				—
	障害福祉サービスを受けている方	<input type="checkbox"/> 申請内容変更届						
子ども関係		児童手当の受給者 (婚姻により受給することになる方を含み、公務員を除く。)	<input type="checkbox"/> 児童手当認定請求 <input type="checkbox"/> 児童手当消滅届	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード（請求者および配偶者） <input type="checkbox"/> 預貯金通帳（請求者） (必要なものがそろってなくても窓口へお立ち寄りください。)	こども課 (本庁1階)	こども福祉係 ⑧窓口 ☎ 63-4047	支所	
		児童扶養手当を受給している方	<input type="checkbox"/> 資格喪失届	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書				
		ひとり親家庭等医療費受給資格者証を持っている方	<input type="checkbox"/> 資格喪失届	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給資格者証				

該当	完了	当てはまる方はいますか？	手続き	必要なもの	担当課			
子ども関係		子ども医療費助成金の受給資格者	<input type="checkbox"/> 子ども医療費助成金受給資格内容変更届	<input type="checkbox"/> 子ども医療費助成金受給資格者証 【受給資格者に変更がある場合】 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳（受給資格者） ※ 詳しくは担当課へお問い合わせください。	こども福祉係 ⑧窓口 ☎ 63-4047			
		保育所・認定こども園（保育部分）に在籍している子どもがいる方	<input type="checkbox"/> 氏名・住所変更など	<input type="checkbox"/> 婚姻相手の本人確認書類（マイナンバーカード等） <input type="checkbox"/> 婚姻相手の個人番号が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 婚姻相手の保育要件確認書類 ※ 詳しくは担当課へお問い合わせください。	こども課 （本庁1階）	こども保育係 ⑧窓口 ☎ 63-4054	支所	
		放課後児童クラブ・障害児放課後児童クラブに在籍している子どもがいる方	<input type="checkbox"/> 氏名・住所変更など	<input type="checkbox"/> 婚姻相手の就労証明書			こども施設係 ⑧窓口 ☎ 63-4800	
		公立幼稚園および小学校・中学校に在籍している子どもがいる方	<input type="checkbox"/> 氏名・住所変更など	※ 詳しくは担当課へお問い合わせください。	学校教育課 （本庁4階）	学校教育係 ⑥窓口 ☎ 63-4079	—	
住宅			【氏名の変更がある場合】 <input type="checkbox"/> 世帯員異動届	【入居者】 <input type="checkbox"/> 印鑑			支所	
			【同居する場合】 <input type="checkbox"/> 同居承認申請書	【入居者】 <input type="checkbox"/> 印鑑（実印） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 ※ 婚姻したことを証明するもの 【新たに同居する方】 <input type="checkbox"/> 市税等の滞納がない証明（3年分） <input type="checkbox"/> 所得証明書				
		市営住宅にお住まいの方	【入居者を変更する場合】 <input type="checkbox"/> 入居承認申請 <input type="checkbox"/> 誓約書	【承継者】 <input type="checkbox"/> 印鑑（実印） <input type="checkbox"/> 印鑑証明書 【新保証人】 <input type="checkbox"/> 印鑑（実印） <input type="checkbox"/> 印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 所得証明書 <input type="checkbox"/> 市税等の滞納がない証明（3年分） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 ※ 出水市外に居住する方を保証人にする場合（4親等以内の親族に限る。） ※ 入居者との続柄が分かるようにすること。	建築住宅課 （本庁2階）	住宅政策係 ⑩窓口 ☎ 63-4066	—	
水道		水道（および下水道）の使用者の名義等が変わる方	<input type="checkbox"/> 名義変更	※ 詳しくは担当課へお問い合わせください。				
		水道（および下水道）料金の口座振替を希望または変更する方	<input type="checkbox"/> 口座振替依頼（口座変更）	<input type="checkbox"/> 預貯金通帳 <input type="checkbox"/> 金融機関への届出印	上下水道課 （本庁2階）	業務係 ①窓口 ☎ 63-4082	支所	

# 婚姻届 手続きチェックシート

ご結婚おめでとうございます

## 「届出に必要なもの」

### ① 婚姻届書

## 忘れずにお持ちください

### 本人確認書類

市役所での手続きの際は本人確認をします。  
本人確認書類（原本）の提示をお願いします。

### 【1点で本人確認できるもの】

官公署が発行した顔写真付きの身分証明書（有効期間内のものに限り。）  
（例：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など）

### 【確認に2点が必要なもの】

（例：健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、学生証など）

### ※ 戸籍の記載について

- 届出による戸籍に記載が完了するまで、本籍地と届出地がどちらも出水市の場合でおおむね1週間かかります。
- 本籍地が出水市で他の市町村に届け出た場合、戸籍の記載に1週間以上かかることがあります。

## 出水市役所

### 本庁

〒 899-0292 鹿児島県出水市緑町1番3号  
【代表電話番号】 0996-63-2111

### 高尾野支所

〒 899-0492 鹿児島県出水市高尾野町大久保7番地

### 野田支所

〒 899-0501 鹿児島県出水市野田町上名6034番地1

### 開庁時間

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分  
（土曜・日曜・祝日、年末年始の開庁日はお休みです。）

### ※代理人の方が手続きをするときは

- ① 代理人の方について本人確認をします。
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等で確認します。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の個人番号を提示していただきます。

関連する手続きは内側をご覧ください



出水市 × My Melody

© 2024 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L648110